



# 島根県報

平成27年1月13日（火）

号外第5号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【公 告】

都市計画の変更案の縦覧（2件）	（都市計画課）	2
環境影響評価準備書等の縦覧	（       "       ）	3
環境影響評価準備書に係る説明会の開催	（       "       ）	3

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成27年1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
大田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
大田市温泉津町
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課、大田市建設部都市計画課及び大田市温泉津支所市民生活課地域振興係
- 4 縦覧期間及び時間  
縦覧期間 平成27年1月13日から同年2月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成27年1月13日から同年2月26日まで  
提出先 3の縦覧場所と同じ

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成27年1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
江津都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
江津市黒松町、後地町、松川町上河戸、浅利町
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課及び江津市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間及び時間  
縦覧期間 平成27年1月13日から同年2月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成27年1月13日から同年2月26日まで

提出先 3の縦覧場所と同じ

島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号。以下「条例」という。）第35条及び島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号。以下「規則」という。）第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、条例第35条及び規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条の規定により次のとおり公告し、当該準備書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

なお、条例第35条及び規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条の規定により当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、島根県に対して意見書を提出することができる。

平成27年1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画決定権者の名称

島根県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 福光浅利線

種類 一般国道（改築）

規模 延長 約6.5キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県大田市温泉津町福光

終点 島根県江津市松川町上河戸

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

大田市、江津市

5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 島根県土木部都市計画課、大田市建設部都市計画課、大田市温泉津支所市民生活課地域振興係及び江津市建設部都市計画課

縦覧期間 平成27年1月13日から同年2月12日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成27年1月13日から同年2月26日まで

提出先 5の縦覧場所と同じ

島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号。以下「条例」という。）第35条及び島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号。以下「規則」という。）第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項の規定により、環境影響評価準備書に係る説明会を開催するので、条例第35条及び規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画決定権者の名称

島根県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 福光浅利線

種類 一般国道（改築）

規模 延長 約6.5キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県大田市温泉津町福光

終点 島根県江津市松川町上河戸

通過市 大田市、江津市

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

大田市、江津市

5 準備書説明会の開催日時及び場所

平成27年1月22日（木）午後7時から 江津市後地町 都治地域コミュニティ交流センター

平成27年1月29日（木）午後7時から 大田市温泉津町 福波まちづくりセンター